

心豊かに育つために

豊川市保育所人権保育指針（改訂版）



令和4年3月

豊川市子ども健康部保育課

目 次

はじめに	1
1 子どもの人権に関する動向	
(1) 国際的な動き	2
(2) 国内の動き	2
(3) 豊川市の取組	4
(4) 豊川市の保育	4
2 人権保育の基本的考え方	
(1) 子どもの現状と人権保育の意義	9
(2) 基本理念	10
(3) 基本方針	11
3 人権保育推進のための実践方策	14

はじめに

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つであり、いつの時代においても最大限尊重されなければならないものです。しかし、近年においても社会構造の複雑化、価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が依然、根深く存在しています。これを解消するため、新しい時代にふさわしい人権感覚を磨いていくことが大変重要な課題となっています。

また、21世紀は「人権の世紀」と言われています。人権の尊重は人類共通の普遍的理念であって、人間の自由と平等に関する基本的な問題として取り組んでいかなければなりません。すべての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。そして、人権が尊重され、差別や偏見のない社会をつくり、真に21世紀を「人権の世紀」とするためには、人権教育・啓発の重要性を認識し、積極的に取り組んでいく必要があります。

保育の分野においては、平成2（1990）年に人権尊重の精神を涵養^{かん}する趣旨としての「人権を大切に作る心を育てる保育」が保育所保育指針の目標に掲げられました。その後も保育所における子どもの人権尊重に関する様々な施策が規定され、平成29（2017）年の全部改正により、新たに、「育みたい資質・能力」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等が規定されました。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であるため、この時期に一人一人の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育むことは、その後の子どもの成長にとって非常に重要であるとされています。このことから、子どもが一日の生活時間の大半を過ごす保育所において、人権尊重の意識と行動の基礎を培う人権保育のなご一層の充実を求められています。

この指針は、すべての保育所において、保育士、調理員を始め保育に関わるすべての人が「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進を図ることを目的として策定しました。この指針をもとに、人権の視点から保育内容の一層の充実を図り、すべての子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培っていきます。

1 子どもの人権に関する動向

(1) 国際的な動き

昭和 34（1959）年、国際連合総会における「児童の権利に関する宣言」の採択により、子どもが単なる保護の対象としてのみでなく、権利の主体として明確に位置付けられ、平成元（1989）年には、子どもの人権を地球規模で守っていくための「児童の権利に関する条約」の採択により、子どもを権利の主体として尊重し、子どもに関するあらゆる差別の廃止や最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、意見表明権などの理念が掲げられ、社会生活の中でこれらを保障し、生かしていくことが求められました。これに伴い、平成 6（1994）年には、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議され、人権尊重の意識を高めるための具体的な目標を定めた「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、各国において人権を普遍的な文化として育てていくことを目標とし、人権に関する国内行動計画の策定など様々な取組が進められてきました。

さらに、平成 18（2006）年には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」のほか「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」が採択され、以後、「初等中等教育」、「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員の人権教育」などのテーマごとの人権教育に関する取組が引き続き進められています。

(2) 国内の動き

昭和 22（1947）年、児童福祉法が制定され、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるように努めなければならない」という子どもの生活保障と愛護に関する理念が掲げられました。

昭和 26（1951）年には、子どもの人権を考える際に基本となる児童憲章が制定され、平成 6（1994）年には子どもの権利条約を批准し、条約の理念の実現に向けた取組を進めることとしました。

一方、昭和 40（1965）年、国の同和对策審議会の答申が示され、国民的課題である同和問題の解決に向けた取組が総合的に推進される中で、その一環とし

て人権尊重の精神に貫かれた人間の育成を目指す保育が行われてきました。そして、昭和 56（1981）年には、同和保育の意義や基本方針を明らかにした「同和保育について」が国から通知されるとともに、平成 2（1990）年には保育所保育指針が改訂され、人権を大切にすることを育てることが保育の目標として掲げられ、平成 9（1997）年 4 月には、『人権を大切にすることを育てる』保育について」が国から通知され、保育所保育指針に掲げる目標の実現に向けた取組の一層の推進が求められました。

同年 7 月に策定された「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画や平成 12（2000）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて、平成 14（2002）年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、保育所保育指針にうたわれている人権を大切にすることを育てるため、子どもの発育や家庭、地域の実情に応じた適切な保育の実施が明確に位置付けられたところです。

平成 12（2000）年には、保育所保育指針に「乳幼児の最善の利益を考慮すること」が追加され、重大な社会問題となっている児童虐待の防止等に関する施策の推進を図るための「児童虐待の防止等に関する法律」の制定もあり、子どもの人権尊重の潮流はますます大きなものとなりました。

しかし、平成 28（2016）年以後、児童虐待による相次ぐ死亡事件等が後を絶たず、国は、平成 30（2018）年に保育所保育指針を改正し、保育所保育に関する基本原則に「保育所の社会的責任」として子どもの人権を守るための遵守事項を追加するとともに、令和元（2019）年 6 月に「児童虐待防止策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」を制定するなど関係法令を整備し、児童虐待防止策に係る取組の強化を図りました。

また、子どもの貧困に関しては、「子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現すること」を基本理念とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26（2014）年 1 月に施行され、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 1 の中にも「子供の貧困対策」が位置づけられており、様々な対策が行われています。

(3) 豊川市の取組

豊川市では、人権よろず相談などの開催を通じ、人権が尊重され差別や偏見のない明るい社会づくりのための人権教育・啓発活動の推進に取り組み、一人一人の人権尊重の意識を高め、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための講演会等の開催や広報等による啓発に努めています。

障害者福祉に関しては、平成 8（1996）年に「豊川市障害者福祉計画」の策定後、随時更新を重ね、令和 3（2021）年の「第 4 次豊川市障害者福祉基本計画」では、障害のある人もない人も住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送り、社会活動に自由に参加できるバリアフリーのまちづくり、すなわち、一人一人の人権を尊重し、誰もが自立し、共に生き、社会参加しやすいまちづくりを推進することとしています。

子育て支援に関しては、平成 27（2015）年に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 2（2020）年に改訂した「第 2 期豊川市子ども・子育て支援事業計画」では、個人・家族・地域・社会・行政が一体となって連携・役割分担をしながら子ども・子育て支援の施策の推進を図るとともに、併せて幼児期において共に育つ場や機会を拡充するため、保育所等での加配保育の実施及び発達に課題のある子やその家庭に対しての支援に取り組むこととしています。

男女共同参画の推進に関しては、平成 21（2009）年の豊川市男女共同参画条例の制定などを経て、令和 3（2021）年に「第 3 次豊川市男女共同参画基本計画」を策定し、人権の尊重及び男女共同参画意識の醸造を図り、男女共同参画社会を目指しており、高齢の女性、障害のある女性、同和地区出身の女性、外国人の女性などの少数の女性にも配慮した子育て環境の整備及び子育て支援を実施しているところです。なお、平成 22（2010）年からは、人権擁護委員の保育所等への訪問による「人権紙芝居」により、人権教育のみならず、男女共同参画の理解促進に努めています。

(4) 豊川市の保育

<保育所の変遷>

豊川市の保育は、昭和 10（1935）年の国府保育園の開園から始まりました。その後、昭和 22（1947）年、児童福祉法の成立により幼児の福祉向上が求めら

れ、市民の要望もあって、昭和 20 年代には、牛久保保育園、一宮保育園など多くの保育所が開園されました。昭和 40 年代を迎えると人口の増加とともに子どもの数が増え、保育所の開園が続きました。

また、町内会が運営する保育所と市立保育所との保育の質の均一化を図るため、市の助成を受け、昭和 44（1969）年に社会福祉法人豊川市保育協会（以下「保育協会」という。）が設立され、昭和 53（1978）年までに保育協会が運営する保育所は 12 園となりました。

その後、園児数の減少などの影響により、金屋保育園、国府第二保育園、マスマ保育園などの保育所が開園となりました。

平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしましたが、豊川市では、安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つように、「はばたけ未来へ 豊川っ子！」を基本理念に掲げ、平成 27（2015）年 3 月に「豊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の質の向上及び量の拡大を図るとともに、地域子育て支援サービスの充実に取り組んできました。「豊川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、令和 2（2020）年 3 月に策定した「第 2 期豊川市子ども・子育て支援事業計画」では、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指しているところです。

こうした中、老朽化した保育施設に対応するため、平成 28（2016）年 3 月に「豊川市保育所整備計画」を策定し、引き続いて令和 3（2021）年 3 月に改訂した「第 2 期豊川市保育所整備計画」に基づき、計画的に保育所整備を進め、保育サービスの充実に取り組んでいます。

なお、市内の認可保育施設は、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在では、公立保育所 24 園及び私立保育所 24 園のほか、認定こども園が 2 園、小規模保育事業所が 4 園となっています。

<保育対象年齢>

近年、女性の社会進出は拡大し、子育てと仕事の両立を図る家庭が増加するなど、保護者の就労状況は、時代の流れの中で大きく変わりました。そのため、3 歳未満児の保育ニーズは高まっており、入所児童の低年齢化が進んでいます。

それに合わせて保育所においては、年齢の低い段階から子どもの成長や人間

形成に果たす役割が大きくなっています。また、年齢が低いほど集団生活におけるリスクも大きくなり、個別対応が必要になるため、保育士の必要数が増大してきています。

<保育時間の長時間化>

就労時間、家庭の都合等によって一定の保育時間を超えて保育を必要とする保護者の要望に対応できるよう、全ての園において時間外保育を実施しています。

なお、時間外保育については、令和3（2021）年4月より、利用者負担の適正化を図るとともに、利用時間を30分ごとに選択できるように見直したため、保護者のニーズにきめ細かく対応できるようになりました。

<加配保育>

個別の配慮を必要とする子どもが、集団の中で充実した生活を送ることができるよう通常より保育士を多く配置し、保育を実施しています。中・軽度の障害を持つ子や、障害の認定等があるなしに関わらず手厚い保育が望ましいと考えられる子で、集団保育が可能な3歳児（年少）から5歳児（年長）までの子どもを対象としています。

昭和50（1975）年に金屋保育園において加配保育を開始して以後、小学校区に1園の受け入れ可能な園を目指し、令和3（2021）年度には25園で加配保育を行っています。子どもの発達状況を踏まえながら、障害を持つ持たないに関わらず、同じ集団の中で子どもが、日々穏やかに充実した生活を送ることにより、発達が促進されるよう統合保育を行っています。

また、保健センターでの1歳6か月健診、2歳児歯科健診及び3歳児健診の事後フォローは、育児に不安を抱える保護者を支援するきっかけとなるため重要であり、乳幼児健診事後相談事業として、「ひぽちゃん教室」、「ぴよぴよ教室」、「ぱんだ教室」、「育児相談」などを実施しています。「児童発達支援施設ひまわり園」では、発達に心配のある子どもなどが親子で集団生活の経験することで日常生活における基本的動作の訓練を行ったり、保護者の依頼に基づく保育所等訪問支援を実施したりしています。増加傾向にある発達に心配のある子ども及びその保護者を支援するため、令和3（2021）年度から児童発達相談センタ

一による単独通所事業や保育所等での巡回訪問支援などを実施しています。

<同和問題の解決に向けた保育>

旧小坂井町では、昭和 47（1972）年度から関係地域の保育所において通常より保育士を多く配置することとし、家庭や地域との連携を深めながら、子どもの生活実態や家庭の状況などの把握に努めるとともに、入所している子どもたちが健やかに成長できるよう保育の充実を図ってきました。

保育所における乳幼児期の生活経験の中では、人間として基本的に守らなければならないルールがあることや生命の尊さを感じられるよう働きかけるとともに、豊かな情操や思いやりを育み、お互いを大切にする人間形成の場となるよう努め、その後の成長において大きな役割を果たすことを目的として人権保育を推進していました。

<多文化共生の保育・子育て>

地域で暮らす外国人が増加している現状において、「第3次豊川市多文化共生推進プラン」の基本方針である「未来に向けたまちづくり」の推進を図るため、外国籍の市民に対しても、出産や子育て、教育等に関する情報提供や支援を積極的に行い、子どもたちが将来活躍できるよう取り組んでいます。就学前の子どもとその保護者への支援として、子育て支援課では、外国語版の子育て情報ハンドブックを作成し、多文化子育ての交流機会を提供しており、また、保健センターでは、外国語対応による健診、予防接種、育児・発達相談等を実施しています。保育課では、外国語版の案内資料を作成するとともに、保育所に入所している子ども及びその保護者の不安を少しでも和らげることができるよう、ポケットーク等を用いてコミュニケーションをとれるようにしています。

相手を思いやる姿勢を原点として、「自分が外国で子育てをする立場であったら」ということを保育士等は常に念頭に置き、相手に寄り添う保育の実践に努めるとともに、全ての子どもが多様な文化にふれあいながら共に生きていける人間形成を支援しています。

<子育て支援>

豊川市では、核家族化が進む社会情勢の中、安心して子育てができるように、

子育て支援センターによる相談事業やファミリー・サポートセンター事業などを実施するとともに、子どもの健やかな育ちの場として児童館や児童クラブを運営しています。また、保健センターによる乳児訪問や乳幼児健全育成相談事業を実施し、発達や成長に関する保護者の不安に対応しています。保育所等では、病児・病後児保育、休日保育、一時保育を実施することで、保護者の負担の軽減を図り、子どもたちが生き生きと育つことができる最善の環境づくりに努めています。

今後も引き続き、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携を図り、地域の保育ニーズに応じた子育て支援、児童の健全育成支援及び相談支援の拡充を目指していきます。

2 人権保育の基本的考え方

(1) 子どもの現状と人権保育の意義

子どもたちは、誰もが心豊かに育つ可能性を持って生まれ、人や自然、社会など周りの環境との関わりを通して成長していきます。しかし、その過程において、大人社会にある固定観念や偏見によって、子どもたちが本来持っている自主性や可能性が抑えられたり、影響を受けたりすることがあります。

また、近年、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変容し、子育てや子どもの成長に様々な影響を及ぼしています。少子化、核家族化、情報化、国際化等が進み、人々の価値観、生活様式等が多様化する中、地域の子育て機能の低下は進み、子育てに不安感や負担感を持つ親が増えています。こうした子育て機能の低下は、ときに子育ての孤立を引き起こし、子育てに喜びを見出すことができないなど、虐待に及ぶ要因の一つとなっています。

さらに、子どもの生活は豊かで便利になり、多くの情報に囲まれた環境になっていることから、子ども同士で遊んだり、自然にふれたりする機会が減少し、かつて生活や遊びの中で自ずと培われていた社会性や想像力、感性などが育ちにくくなっています。

こうした現状にあって、人間性の基礎が形成される乳幼児期に、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育つことには大きな意味があります。自我が芽生えて自己を確立させていく時期において、また、人と関わる多くの時間を過ごす保育所において、子どもが「愛されている」と実感することは重要であり、自分や人を愛し信頼する気持ちを育む必要があります。

そして、性別、国籍、出身、障害や疾病の有無、家庭の状況などにかかわらず、全ての子どもたちが人間としての尊厳を大切にされ、生きる喜びや夢を育むことは、自らの可能性に挑戦し、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことにつながると考えます。

こうしたことから、保育所には、親が子育てに喜びを感じ、あたたかな家庭で子どもを育ていける環境をつくり、家庭と地域をつなぐ子育て支援の拠点としての役割が求められています。

(2) 基本理念

一人一人の子どもの人権が尊重され、子どもたちが人権の主体として生き生きと暮らし、差別や偏見のない望ましい未来をつくり出す力の基礎が培われるよう、乳幼児期から人権を大切に作る心を育てる保育を推進するための基本理念を明らかにします。

- ① 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、生きる喜びと生きる力を育て、自分らしさを発揮し、表現する子どもを育てます。

子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることによって、自分も大人を愛し、信頼していくようになります。「大切にされている」、「認められている」、「成長を喜んでもらっている」といったことを実感することにより、「自分自身を肯定的に捉え、価値ある存在として認め、大切に思う気持ち（自己肯定感）」が育っていきます。

このことが源となり、主体性が芽生え、意欲が伸びていき、自分らしさを発揮していくことになり、人権の主体としての基礎を身に付けていくことにつながります。

- ② 子どもを権利の主体として認め、心豊かな関わりの中でお互いの人権を尊重し合い、共生社会を担う子どもを育てます。

子どもは、人として尊重され、対等な権利の主体として認められることで、自分らしく心豊かに成長していきます。

そして、大人との関係を土台として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけを行うようになり、生活や遊びの中での交流や関わりを重ねながら人には様々な違いがあることを知り、自分を大切に思うように人を大切に思う人権感覚の基礎を培っていきます。

また、自然とのふれあいを通して、生命の尊さを感じとり、生物が多様性を

保ちながら共生していることにも気付くようになります。

さらには、地域において様々な人たちと出会い、その思いを知り、それぞれに営みがあることを理解することで、社会の中でお互いの人権を尊重することが当然のこととして身に付いていきます。

(3) 基本方針

保育士等は、日常の保育の中で、この指針の基本理念を実現していくよう主体的に関わっていかねばなりません。

そのためには、保育士等が乳幼児期から一人一人の子どもと対等な姿勢で関わり、子どもの実態から子どもにとっての最善の保育を目指す姿勢を持ち、家庭、地域等の実態についても十分に理解を深めていくとともに、保育内容を常に人権の視点から点検していくことが重要です。

以下、人権保育の推進に当たっての基本方針を明らかにします。

① 子どもの最善の利益を考慮し、子どもが主体となり、自分らしさを大切にする保育を進めます。

保育士等は、「児童の権利に関する条約」の精神を踏まえ、子どもを権利の主体として尊重する必要があるとあり、専門的な知識及び技術を持ちながら、保護者の価値観や子どもの生活環境などを十分に理解し、さらには、子どもの特性、発達等にも留意したうえで、最善の利益を考慮して保育を行わなければなりません。

子どもが、自分を大切に思い、肯定的に受け入れ、価値ある存在として自分自身を認めることは、子どもの自信や意欲等を育て、生きる力を培うとともに、自分の人権だけでなく相手の人権も尊重する感覚を育むことにつながります。

保育士等は、子ども一人一人が主体となって、日々の活動を選択し、より充実した生活を過ごすことができるよう、一人一人の声に耳を傾けながら、子どもの思いを尊重する姿勢で関わることを大切にしていきます。

② 大人との関わりや子ども同士の関わりを大切にし、心豊かな人間関係の基礎を育む保育を進めます。

乳幼児期の子どもが、大人から「受け入れられている」、「認められている」、「励まされている」などと実感することで、人に対する愛情や信頼感などの人間関係の基礎が形成されていきます。保育士等が、子どものありのままの姿に寄り添って、一人一人の言葉を丁寧に受け止めながら関わっていくことにより、子どもたちは情緒が安定し、主体性や意欲等が生まれ、次第に自分の本当の思いを表現し、自他を肯定する力が育ってきます。こうした力は、遊び等を通した子ども同士の関わりの中で一層身に付き、一人一人が考えを持った同じ人間であるという認識を子どもの中に育んでいきます。

保育士等は、子どもの思いを子どもの立場で感じ取り、子ども同士の関係をつないでいく役割を果たしていくことによって、人権を大切に作る心が集団の中で育っていくように努めます。

③ 子どもが自然や社会のできごとに対して興味や関心を高める保育を進めます。

子どもは、自然や社会のできごとに身近でふれることで、自分を取り巻く様々なものの特性を知り、感受性を豊かにしていきます。自然とのふれあいによって、生物を現実の姿として捉え、生命の尊さを知るとともに、様々な生物が共生している生態系の姿を通して、違いを超えて共に生きていくことの大切さに気付いていきます。また、身近な社会のできごとに興味や関心を持つことによって、様々な人たちの存在、営み等を知り、性別、文化、国籍、言語、生活習慣など、様々な違いがあることにも気づき、社会のつながりなどを意識するようになります。

保育士等は、自身の行動が子どもに大きな影響を与えることを常に認識しつつ、子どもが身近にある違いを多様性として素直に受け入れ、主体的に関われるように努めます。

④ 家庭や地域などとの連携を図りながら、お互いを尊重し合える保育を進めます。

保育士等は、ありのままの保護者を対等な立場で受け止めつつ、保護者自身の子育てをどうしたいのかという思いに寄り添いながら、子どもの最善の利益を共に考え、支えていく姿勢を大切にします。

そのために保育士等は、日々の保育の場面を通して、子どもが抱える課題の背景にあるものを意識し、家庭や地域などとの連携を図り、子どもが置かれている状況の把握に努めます。また、地域の子育て機能が低下する中であっても、保護者が孤立することのないよう、子育て支援を通じて共生社会の醸成に努めます。

⑤ 保育士等は、豊かな人権感覚に根ざした保育を進めます。

虐待やいじめといった子どもの人権そのものを侵す行為が生まれないよう、人権を大切に育てる保育を進めます。しかし、子どもたちの中には、既に固定的な見方や決めつけが存在し、性別による役割分担などジェンダー（社会的・文化的性差）の意識が植え付けられていることもあります。

保育士等は、社会の偏見、固定観念等が知らないうちに、子どもの生活の中に持ち込まれていないか留意し、できる限り取り除いていく必要があります。

そのために、保育士等一人一人が人権感覚を高められるよう必要な学習、自己研鑽等に努めるとともに、職場においても人権問題の正しい理解を深めるため、積極的に研修や啓発等を行います。

⑥ プライバシーの保護に対し、適切な保育を進めます。

保育士等は、子どもや保護者等の個人情報を取り扱っていることを十分に理解し、日々の保育は当然のこと、保護者への連絡、ホームページでの発信等においても、法令に基づき個人情報保護の徹底に努めます。

3 人権保育推進のための実践方策

人権保育の基本方針を実現するため、以下のとおり取り組みます。

(1) 子どもと共に取り組む人権保育

保育士等は、社会にある諸問題について子どもたちと一緒に考える機会を設けることで、お互いを理解し合い認め合うことができる未来の社会に子どもたちを送り出せるように努めます。

(2) 家庭、地域及び関係機関との連携

保護者が子どもの人権を大切にしながら意欲的に子育てができるように、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ります。また、子育て支援に関し、保護者、地元町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童発達相談センター、子育て支援センター、幼稚園、学校等の地域の関係機関との積極的な連携を図ります。

(3) 保育士等の育成と研修の充実

保育士等は、子どもを始めとする社会的弱者への対応だけでなく、様々な分野の人権問題にも目を向け、正しい理解を持って保育に取り組んでいけるように人権に関する各種研修に参加します。

そして、人権に関する基本的な考え方を日々の保育の中にどのように取り入れていくのか、保育内容や施設運営にどのように生かしていくのか検討し、人権を大切に作る心を育てる保育の理念が、保育に関わる全ての人に広く浸透していくように働きかけていきます。

(4) 情報提供と情報交換の促進

人権保育の実践に関する情報収集を積極的に進めるとともに、他の保育所等との情報交換を行い、情報の共有化を進めます。また、保育所等における様々な人権保育の取組に関する情報を保護者に提供し、人権に関する意識の高揚を図ります。

心豊かに育つために

豊川市保育所人権保育指針（改訂版）

平成24年3月策定

豊川市健康福祉部子ども課

令和4年3月改訂

豊川市子ども健康部保育課

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

TEL (0533) 89-2274

FAX (0533) 89-2269